

令和3年9月28日

サークル代表者 各位

理事（教育担当）・副学長
有 江 力

緊急事態宣言の解除に伴うサークル活動について

東京都を対象にした緊急事態宣言が、令和3年9月30日で解除されることになり、近隣の緊急事態宣言についても同日で解除されます。皆さんのワクチン接種も進んでいます。ご協力ありがとうございます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症防止対策の遵守が求められていることに変りありません。サークル活動は、引き続き、本学、政府、東京都、関連自治体等の要請や指示をよく理解したうえで実施してください。また、当面の間、課外活動実施の際には、9月28日付け通知「緊急事態宣言の解除を踏まえた10月からの学生生活について」に基づいて課外活動実施許可を得ることが必要です。運動施設は「制限レベル1」ですので、その制限レベル内での使用が可能です。

感染拡大防止の為、課外活動実施願に記載した感染防止対策を的確に実施することをお願いします。また、サークル活動中及び前後の会食や、大声の発声など飛沫の飛散を伴う行動は謹んでください。サークル活動への参加に不安を感じる学生については、参加を強要しないでください。

質問、相談等は、以下の問い合わせ先までお願いします。

以上

本件に関する問い合わせ先
学務課学生支援係
042-367-5582
gaksien1@cc.tuat.ac.jp